

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第412号)

平成17年10月6日

横情審答申第412号
平成17年10月6日

横浜市水道事業管理者
金 近 忠 彦 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に
基づく諮問について（答申）

平成17年1月26日水営旭第126号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「上下水道使用量とその料金（平成14年12月以降）お客様番号：51-〇-
〇住所：旭区今宿西町〇-〇」の個人情報非開示決定に対する異議申立てに
ついての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市水道事業管理者が、「上下水道使用量とその料金（平成14年12月以降）お客様番号：51-〇-〇住所：旭区今宿西町〇-〇」の個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「上下水道使用量とその料金（平成14年12月以降）お客様番号：51-〇-〇住所：旭区今宿西町〇-〇」（以下「本件個人情報」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市水道事業管理者（以下「実施機関」という。）が、平成16年10月19日付で行った個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件個人情報は保有していないため、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成12年2月横浜市条例第2号。平成17年2月横浜市条例第6号による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第20条第2項の規定に基づき非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 対象となる個人情報について

上下水道使用量とその料金は、メーター点検に従事する職員が給水契約に基づき、給水装置ごとに設置されているメーターの読取指針をオンライン端末機に入力することにより、ホストコンピュータに調定情報として記録・保存される。

記録されている内容は、給水契約者ごとに、お客様番号・お客様名・給水設置場所・検針番号・月分・月数・検針日・調定年月日・使用水量・調定金額（上下水道合計金額）・調定記事・収納記事である。これらの情報は、調定履歴情報として3年間保存し、給水契約者本人からの使用水量や調定金額等の問い合わせの際に使用する。

(2) 非開示とした理由

上下水道使用量、料金等について、水道局は、給水契約に基づき設置した水道メーターにより算定し、給水契約者に使用水量、調定金額を知らせ、給水契約者あてに料金の請求を行っている。

本件請求に係る建築物の場合は、給水契約者が管理する一つの給水装置を、異議申立人（以下「申立人」という。）を含む複数の居住者で使用しており、申立人及び複数の居住者が使用した使用水量の総計を給水装置に設置されている1個のメーターから計量し、その量を基に使用料金を算出して給水契約者に料金を請求している。したがって、実施機関は、申立人のみに係る使用水量を分離計量していないため、申立人に関する個人情報には保有していない。このことから、本件個人情報については、作成し、又は取得しておらず、保有していないため、旧条例第20条第2項に該当し、非開示とした。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書及び意見陳述において主張する本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 非開示決定通知書の根拠規定を適用する理由において、ここで用いる「個人情報」を保有していないことが根拠事由になっているが、これは厳密な文章表記の上での理由ではないか。一般的解釈においては、今回の「個人情報」の意味するところの情報を水道局は保有しているので、当局の人間しか知り得ない個人情報の正式名称が異なることを理由に非開示を決定するのは、一般市民相手に不親切きわまりない行為であると思われる。よって、個人情報の正式名称しか考慮できないのならば、その旨を表明し、正式名称に正した上で、再度検討されたい。
- (2) 横浜市役所及び神奈川県庁で働く人並びに法律に従事する人（弁護士、司法書士、行政書士）等約6～10人に今回のこと（自分が使用し支払をしている料金や量について水道局が開示に応じてくれないこと）を話すと、どの人も何で開示しないのかと驚く。情報や法律に携わる人々が何の疑問も持たずに開示することが当然と考える情報を非開示とし、その非開示理由もあいまいなため、異議を唱えた次第である。
- (3) 個人情報の保有者とされる者は一事業者であり、情報に関する実際の使用者及び支払者は別にあるので、この情報は、「使用者及び支払者と名義人に共有される情報」又は「使用者及び料金支払者の保有情報」であると思われる。
- (4) 水道局は、本件請求が行われる以前に、必要が無いにもかかわらず、今回の個人情報に関わる建物の使用状況を公費を使い見聞に訪れており、この見聞が今回の決定に反映されてないことは、公費の無駄遣いと言わざるを得ない。わざわざ確認したということは、確認事項を当然反映してくれるものと想像する。現状を知らない

のならともかく、現状を知っていながら無視するのは、法律の精神に沿っていないとも受け取られるかもしれない。

- (5) 住居賃貸借契約を結んだ際に、契約時から6か月後に水道料金や水道量を見せることを約束してあるので、情報名義人には情報を公開する意思があったと考えられる。
- (6) 今回非開示となった情報を申立人が知らないために、不当な中傷を受けるがままになっている。刑事告訴及び損害賠償を検討したが、この情報がないと申立人の正当性が証明できかねる。情報の名義者だけに情報が公開され、実際の使用者や代金支払者に情報が開示されないのは大変不当であると考えられ、当方としては財産・名誉・生活に少なからず支障を来たしている。情報の非開示のために人の財産・名誉・生活に支障を来たすことは、個人情報保護法に反するのではないか。
- (7) 旧条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であり、かつ、特定の個人が識別されるものをいうと規定されている。申立人は本件個人情報の名義人でないから本件個人情報は申立人のものではないと実施機関は主張するが、申立人は、実際の水道使用者であり水道料金支払者である。したがって、本件個人情報は申立人に関わりのある情報であるから、本件個人情報は申立人に関する情報である。実施機関は、個人情報の名義人と実際の使用者等が異なる場合を想定しているのか、解釈を知りたい。
- (8) 本件に係る給水契約は、家庭用で登録されているが、実際は業務用に使用している。本来なら、検針の際に現状を確認して訂正されるべきであるが、全く確認されておらず、開栓以来家庭用の登録のままになっている。実施機関が、給水契約者である個人情報の名義人に確認していたならば、実際の水道使用者である申立人等の名前も登録されていたはずである。実施機関の業務の怠慢によって、申立人等が認められないのはおかしいので、何らかの対応をしてほしい。

5 審査会の判断

(1) 水道事業及び下水道使用料徴収事務について

実施機関は給水契約者（市水道から給水を受けるため水道事業管理者に申込みをした者）に対して給水し、その対価として水道料金を徴収して水道事業を運営している。

また、下水道使用料の徴収等を水道事業管理者に委任する規則（昭和43年6月横

浜市規則第59号)に基づき、下水道使用料の徴収等を横浜市長から委任されているため、実施機関は下水道使用料の徴収等も行っている。

(2) 条例改正について

旧条例は、平成17年2月横浜市条例第6号により改正されたが、本件処分及び本件諮問は旧条例に基づき行われたものであるため、当審査会では、旧条例の規定により本件処分の妥当性について判断する。

(3) 本件給水契約について

実施機関の説明及び異議申立書等から、本件請求に係る給水契約者は、申立人ではなく、本件請求に係る共同住宅の賃貸人であり、給水契約者が管理している一つの給水装置を申立人を含む居住者が使用しているという状況が認められる。

実施機関は、この一つの給水装置のメーターから使用水量を計量し、水道料金及び下水道使用料を給水契約者から徴収している。

(4) 本件個人情報について

開示請求書及び異議申立書等の記載から、本件個人情報は、平成14年12月以降の申立人に関する上下水道使用量及びその料金であると認められる。

(5) 本件個人情報の不存在について

ア 実施機関は、本件請求に係る建築物の場合は、申立人を含む複数の居住者の使用水量の総計を給水装置に設置されている1個のメーターにより計量し、それに基づき使用料金及び下水道使用料を給水契約者に請求しているため、申立人のみに係る使用水量を分離して計量しておらず、申立人に関する個人情報は保有していないと主張している。

イ それに対し、申立人は、実際に水道を使用し、水道料金を支払っているのは申立人等居住者であるから、使用水量及びその水道料金は申立人に関する情報又は申立人と給水契約者に関する情報であると主張している。

ウ 当審査会は、両者の主張を踏まえ、以下のように判断した。

旧条例第2条第2項は、「この条例において「個人情報」とは、個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。」と規定している。当審査会は、本件請求に係る給水契約に基づく上下水道使用量及びその料金が記録されている調定情報照会画面を見分したところ、そこに記載されている情報から申立人を識別することは不可能であると判断した。したがって、調定情報照会画面の情報は申立人の情報であるとは認められない。実施機関は、本件個人情報は

保有していないと解される。

(6) 結 論

以上のとおり、実施機関が本件個人情報を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成 17 年 1 月 26 日	・ 実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成 17 年 1 月 27 日 (第 55 回第一部会) 平成 17 年 1 月 28 日 (第 56 回第二部会)	・ 諮問の報告
平成 17 年 4 月 8 日 (第 292 回審査会)	・ 部会で審議する旨決定
平成 17 年 7 月 1 日 (第 5 回第三部会)	・ 審議
平成 17 年 8 月 19 日 (第 8 回第三部会)	・ 異議申立人の意見陳述 ・ 審議
平成 17 年 9 月 2 日 (第 9 回第三部会)	・ 審議
平成 17 年 9 月 16 日 (第 10 回第三部会)	・ 審議